

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	5-2
許認可等の種類	生息地等保護区 規制地区における行為の許可			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第24条第4項			
許認可等の概要	<p>規制地区の区域内においては、次の行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。</p> <p>建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地造成・土地開墾・その他土地の形質変更、鉱物の採掘・土砂の採取、水面埋立・干拓、河川湖沼等の水位水量の増減を及ぼさせること、木竹伐採、指定希少野生動植物の個体の捕獲等、指定する野生動植物の捕獲等、汚水排水等の設備による排水、車馬・動力船の使用・航空機の着陸、指定希少野生動植物の生息生育に支障を及ぼすおそれのある物質を散布すること、火入れ・たき火、指定希少野生動植物の生息生育に支障を及ぼすおそれのある方法で観察をすること 等</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】長野県希少野生動植物保護条例 第24条第6項</p> <p>知事は、前項の申請に係る行為が第3項において準用する前条第2項の指針に適合しないものであるときは、第4項の許可をしないことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に申請実績がない又は稀であるため)			
期間の制定根拠	—			